

令和6年11月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年11月11日（月）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1番	石井 政英	◎	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	×
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	○	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	◎	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	○	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	×
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

議案 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
 相対（6件）、中間管理事業（14件）  
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）  
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）  
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）

報告 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（4件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和6年11月農業委員会総会を開催します。  
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。  
す。

会長 ー会長挨拶ー

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。  
議席番号1番 石井 政英 委員  
議席番号10番 廣田 征男 委員を指名します。  
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案4件、  
報告1件です。議案第1号「農地利用集積計画(案)の決定につ  
いて」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第1号について議案書を基に説明

議長 ただいま事務局から説明がありました。今回、中間管理機構分の  
1番、14番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31  
条「議事参与の制限」に該当するため関係委員は一時退席の上、審  
議、採決し、その後、その他の案件について一括審議、一括採決し  
たいと思います。

まず、1番の案件につきまして審議、採決を行いますので藤田和久  
委員には一時退席をお願いします。それでは、1番の案件に追加説  
明があれば、事務局からお願いします。

事務局 当該申請につきましては、親から同居の子供に対する利用権設定  
を行ったものであり、適切、妥当であると判断しております。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

林委員 賃借人は子供ですね。子供なら贈与は出来ないのですか。

事務局 農地法第3条2の申請に基づき、贈与することも可能です。ただ、  
今回は農地を貸したいということで、申請が上がってきており、事務局  
としては、出来るということだけ回答申し上げます。

議長 他に1番の案件について質疑ございませんか。ないようですので  
お諮りします。1番の案件について承認することにご異議ありませ  
んか。

委員 異議なし。

議長 審議が終了しましたので、藤田委員は入室してください。藤田委員

、原案の通り採決しました。

次に 14 番の案件について、審議採決を行いますので古川好美委員は一時退席をお願いします。それでは 14 番の案件について、追加説明があれば、担当委員及び事務局からお願いします。ないようでするので、お諮りします。14 番の案件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 審議が終了しましたので、古川委員は入室してください。古川委員、原案の通り可決しましたのでお願いします。

それでは、その他の案件について追加説明があれば担当委員及び事務局からお願いします。ないようでするのでお諮りします。議案第 1 号、2 番の案件から、13 番の案件について承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが申請に係る調査を行っています。今回、1 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に該当するため米坂佳久委員には一時退席をお願いします。担当委員より調査結果の報告をお願いします。

池田委員 ●提出番号 1 番

畑は作れる状態で管理されており、譲渡人が規模を縮小したいとのことでした。譲受人は、新しい土地を買って農業をしたいということで、何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等があればお願いします。ないようなのでお諮りします。1 番の案件について許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 議事が終了しましたので米坂委員は入室してください。米坂委員、原案の通り許可となりましたのでお願いします。

米坂委員 ●提出番号 2 番

森委員と現地確認しました。本人に聞き取り調査しようと思いましたが、不在でしたので代理人に確認しました。譲渡人は高齢のため、畑を維持管理していくのが困難なために、畑のある家を探していた譲受人との間で、代理人を通じて話が纏まりました。譲受人は地域住民と

も協力的で何ら問題ないと判断しました。

石井委員

●提出番号 3 番、4 番

農地の交換となります。県道の拡幅工事に伴う交換も一部含まれています。交換といっても、等価交換ではありませんので、その点だけ補足させていただきます。特に問題はありません

石井委員

●提出番号 5 番

譲渡人と譲受人は自宅も近隣であり、また譲受人については、直接、隣の田ということになっていましたが、一応、地目が利用上、畑ということで現場を確認しました。水路の水が一部流れてくるという問題はありましたが、推進委員と相談してこの程度であれば譲り受け、譲り渡しは問題ないと判断し、署名捺印しました。

織田委員

●提出番号 6 番

現状は綺麗に維持管理されており、すぐにでも耕作できるという土地です。譲渡人は 92 歳と高齢で、今後土地の維持管理が難しいということで、行政書士に維持管理をしたい人を探していただいていたところ、野菜づくりを是非ともしたいという、譲渡人が見つかりました。本人はやる気もあり、何ら問題ありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等があればお願いします。ないようですのでお諮りします。議案第 3 号について、本件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議がありませんので本件は許可相当の意見を付して原案の通り県知事に進達することと決定します。

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局

議案第 3 号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員

●提出番号 1 番

現地確認したところ、排水溝が 2ヶ所と自然浸透です。現状は雑草が多く、私の背丈ぐらいありました。今後、雑草は業者が細かく機械で裁断して、埋めて土を入れ、上に砂利を敷いて青空駐車場にすることでした。また、少し上のところに住宅 7 軒の建売があり、畑から出てくる堆肥臭、農薬の消毒臭がするとの苦情があり、問題ないと判断しました。

議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

廣田委員

青空駐車場ということで、427 m<sup>2</sup>に対して、乗用車 13 台と、2tトラッ

クなら、非常に大きな面積が残ると思います。法的には必要な面積のみ分筆するべきではないでしょうか。

事務局 言われた通り、農地法上は必要最低限の転用しか認めてはいけないことになっています。今回の案件につきまして、普通自動車13台に加えて、2tトラックを入れる計画です。トラックを入れるとなると、当然回転する場所も必要となり、入れる際には前の道が大変狭く、トラックの進入路も兼ねて今回の計画となっています。事務局としては、分筆をしなくても、転用してもよいのではないかと、県の農地課の担当者に相談したところ、これぐらいだと問題ないとの回答を得ています。

米坂委員 この案件のように、昔から田を作っていた場所に後から建物が出来てきて、堆肥臭や農薬の消毒臭、柿やみかんの剪定枝を燃やした時の煙に対して、近隣住民から苦情が出てきます。今後、農業は益々やりにくくなってくると思います。どうしたらいいのでしょうか。

池田委員 私のところも同じような問題があります。もともと田だった所に町営住宅及び住宅が後から建ちました。すると住民から農薬の消毒臭、稲刈り時のコンバインの埃に対して苦情がきます。農薬の消毒臭、稲刈り時には1軒ずつ連絡しているのが現実です。例えば、農業をここでするので肥培管理に対する苦情は受けませんと近隣に謳ったとしても、住人が変われば警察へ通報されて、写真撮影して始末書となり、大変農業がやりにくい時代です。橋本市は1筆ごとに同意を取って欲しいと言っていますが、拘束力はないと思いますが、書くことによって多少は防げるかも知れません。

石井委員 私どもの近くでも同じような問題があります。農地から宅地への変更の時点で当然、隣接地に該当する農地があれば、農地の方の条件として付けていますが、当然会社が入ってきますので、会社の担当者については、その了解をもらうことで、住居している人の写し、署名捺印をもらっております。しかし、住人が変わった時に引き継がれずに同じような問題が発生してくると思います。各農業委員さんも同様の現象に遭遇した時は事務局と相談していただきたいと思います。

森委員 私は10年ほど前に橋本市に移住しました。それから農業を始めましたが、少し疑問に思ったことがあります。和歌山県、橋本市は人口が減っているのに農地を潰して新しい住宅を建てています。人口は減っているのに農地が減って新しい住宅がどんどん増えているのが不思議です。また、農地の近くに住宅が建つと住人から農薬の消毒臭等の苦情が出ると思います。農地を安易に宅地に転用して欲しくないと思います。

事務局 安易に農地を宅地や雑種地等に変更することが問題という問題提起だと思えます。今回の件は、第3種農地と呼ばれる農地です。農地法上は原則転用可能な農地であり、書類が揃っていれば、原則転用可能な農地です。我々が守るべき農地は、第1種農地、農振農用地に含まれた農地、そういった生産性の高い農地を守るべきであると考えています。法律関係につきましては年々改正が進んでいきます。そのあたりは国の方に意見を上げていく方向で、動けば良いと事務局としては考えています。

林委員 私の近隣も住宅が建ってきて、本当に苦勞しています。柿、デコポン、八朔の枝は粉碎機で粉碎してから、有機物として処理しています。燃やすのは煙が出るので気をつけています。また、許可申請、印鑑を押して頂いていますが、農薬の消毒時は風のない日を選んでいきます。放棄地の草の処分には色々と相談を受けますが、草刈りして山に積んで、石灰窒素を振ってビニールの袋を被せて、有機物として還元している所が増えてきています。

議長 他に何かご意見ございせんか。ないようですので、議案第3号について、許可相当とすることにご異議ございせんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明

石井委員 ●提出番号1番

この申請は現時点で問題ないとして報告します。まず、地図の冊子に綴っていただいた部分で、一部灰色になっていない場所があります。理由を教えてください。現地確認、水路の問題、近隣の状況等を判断して、特に問題ないと書きましたが、先程から各委員の近隣の状況等の報告を聞いて私も、現時点では特に問題はありませんと訂正しようと思えます。建物が実際に建って、自然浸透の問題、既存の水路を使うとしても、もう少し改良しなければいけないとか、実際に建てた時点で問題点としてこちらが確認すべきものなのか、事務局で確認をしてくれるのか。事務局の考え方を聞きたいと思えます。

議長 石井委員の言われた地図の一部灰色・・・の答弁はできますか。

事務局 位置図の5-1のページをご覧ください。当該申請地番の西側の左側に陰影があるとご指摘いただきましたが、印刷が濃くて申し訳ありません。建物の印影が、システム上どうしても出てしまいます。現場確認したところ、今は使われていない鶏舎でした。

林委員

●提出番号2番3番

2番の案件ですが、伏原交差点のちょうど東側になります。周辺に農地はありません。行政書士の方に確認しましたが、農地転用の申請から、同意書も伏原自治会の皆さんが持っており、何も問題はありません。

3番の案件ですが、確認しましたが、全戸調査いただいて、周辺では何も問題はなく、譲受人もきっちり仕事をしておられます。何も問題はありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

廣田委員

提出番号1番と3番で同じ発電量なのに、太陽光発電にかかる費用が1番は500万円、3番は1,100万円とありますが、この違いについて教えてください。

事務局

これにつきましては、置くパネルそのものが、違う他社製品を使っており、金額の相違が発生しています。

廣田委員

石井委員に、私の意見として申し上げます。農業委員は、農地法の専門家です。提出する案件については、事務局と話し合いを十分していただいて、納得した上で結論を出して農業委員会に出席してください。

議長

他に何かご意見ご質問等ありませんか。

ないようですので、お諮りいたしたいと思います。議案第4号について本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について)

事務局

議案書に基づいて説明。

議長

本日まで出席の委員の皆様から、提案事項等があればお願いします。

平田委員

賃貸借の料金について教えてください。賃貸借で1,000㎡、年8万円とありますが、私の感覚ではかなり高いと思いますが、大体の相場があれば教えてください。

もう一点、地域計画について教えてください。現在、実施中の農地利用に関する意向調査の結果を参考にして、地域計画を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

廣田委員

賃貸借の料金について私から説明します。8万円が安い、高いかは賃貸借人との問題です。料金について聞いたことはありません。農業委員が賃貸借の土地を見に行くのは、借人がその農地で継続し

て農業をしてくれるかです。

平田委員 金額が高いか安いではなく、平均的な金額が知りたかっただけです。金額の考え方は理解しました。

事務局 この件については事務局で聞き取り調査を行ってもらっています。賃貸金額について今まで平均値を取ったことはありませんでした。台帳上から橋本市全域、地域ごとに調査して回答します。

事務局 地域計画について事務局より説明します。農地利用に関する意向調査の結果は、11月末を目途に進めておりました。アンケートは1,000㎡以上の農地を持っている方に送りました。1,000㎡以下の農地の記載もお願いしたところ、多くの方に記載いただきました。その中には山林、宅地等も含まれていました。また、地番の誤りも多くアンケート内容の精査に時間を要しています。その他に、草刈りのみで耕作はしない、所有している農地の10年後の希望についてはわからないとの回答が多くありました。アンケート結果を精査して皆様に地区ごとにお渡しして情報共有、協議して行きたいと考えています。結果については12月か、年明けにはお渡ししたいと思います。

議長 他に何かご意見ご質問等ありませんか。

中芝委員 農地法第5条の規定による許可申請の件ですが、ここに書いてある通り太陽光発電は作ってくれてありがたいと思います。しかし、家の隣とか空地に増えてくると景観、環境の面で支障がでてくるのではないかと思います。今後、農業委員会として考えていく必要があるのではないかなと思います。意見として述べさせていただきます。

(閉会)

議長 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和6年11月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
----------	--------	-------	---

	署名委員	石井 政英	印
--	------	-------	---

	署名委員	廣田 征男	印
--	------	-------	---